

○佐渡市コンベンション開催支援補助金交付要綱

平成30年3月30日

告示第65号

佐渡市コンベンション開催支援補助金交付要綱（平成27年佐渡市告示第153号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、本市における交流人口の拡大に寄与するコンベンションを誘致することで、地域経済の活性化を成すため、市内でのコンベンションの開催に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するために必要な事項を定めるものとし、その交付に関しては、佐渡市補助金等交付規則（平成16年佐渡市規則第55号）に定めるものほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 補助金の交付対象となるコンベンションをいう。
- (2) 補助事業者 補助事業を実施する者をいう。
- (3) コンベンション 学会、大会・会議、競技会・コンクール、企業ミーティング、産業見本市、商談型見本市その他これらに類するものをいう。
- (4) 学会 科学者により構成される団体で、学術研究の向上及び発展を図ることを目的とするもの（以下「学術研究団体」という。）が主体となって、当該学術研究団体の構成員を対象として開催する発表及び討論のための集会をいう。
- (5) 大会・会議 各種の組合その他の団体、組織の構成員等が、特定の課題に対して意見の発表及び討論をするための集会をいう。
- (6) 競技会・コンクール 団体又は組織の構成員、専門家等が特定の技術（職業、スポーツ、文化又は芸術に限る。）の向上及び発展のために行う集会をいう。

(7) 企業ミーティング 企業等が主催するもので、社員又はグループ社員等に対する各種会議、研修会、セミナー、式典等の直接営利を目的としない集会をいう。

(8) 産業見本市 同一産業分野又は関連産業分野の業界団体による顧客開拓を目的とした製品展示会等をいう。

(9) 商談型見本市 企業間の商取引を主な目的として開催する産業見本市等をいう。

(補助事業者の選定基準)

第3条 一般社団法人佐渡觀光交流機構理事長（以下「理事長」という。）は、次に掲げる基準に従い、補助事業者を選定する。

- (1) 補助事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- (2) 補助事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な財務的基礎を有すること。
- (3) 補助事業に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有すること。

(補助金の交付対象)

第4条 補助金の交付対象とするコンベンションは、第1号及び第2号に該当し、かつ、第3号又は第4号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 主な会場及び宿泊施設が市内であること。
- (2) 連続して2日以上の会期があること。
- (3) 5県以上から参加のあるもので、かつ、市外からの参加者数が30人以上で同数以上の宿泊が市内で見込まれるもの（以下「全国コンベンション」という。）であること。
- (4) 2県以上から参加のあるもので、かつ、市外からの参加者数が20人以上で同数以上の宿泊が市内で見込まれるもの（以下「ブロックコンベンション」という。）であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、補助金を交付しない。

- (1) 国又は地方公共団体が主催するコンベンション

- (2) 市から他の補助金等の交付を受けるコンベンション
 - (3) 政治的、宗教的又は直接営利的な目的を持つコンベンション
 - (4) 販売会及びプロスポーツ、コンサート、演劇等の不特定多数の参加者から入場料等を徴収する興行等に類するもの
 - (5) 同一主催者における同年度内の2回目以降に開催するコンベンション
- (補助対象経費等)

第5条 補助事業の対象となる経費は、別表第1に定めるとおりとする。

2 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じて同表の中欄に定める額とし、コンベンションの開催に要する補助対象経費の2分の1に相当する額（消費税及び地方消費税を除き、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）又は同表の右欄に掲げる額のいずれか低い額を限度とする。

区分	補助金の額	限度額
全国コンベンション（学会、大会・会議、競技会・コンクール、企業ミーティング、産業見本市又は商談型見本市、その他これらに類するもの）	佐渡市外からの参加者数に2,000円を乗じて得た額	30万円
ブロックコンベンション（学会、大会・会議、競技会・コンクール、企業ミーティング、産業見本市又は商談型見本市、その他これらに類するもの）	佐渡市外からの参加者数に1,500円を乗じて得た額	15万円

3 前項の規定にかかわらず、当該補助金の額を算入することにより、収入が支出を上回る場合は、その上回る額を控除し、交付するものとす

る。

4 理事長は、補助対象経費中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分の経費が含まれ、補助事業者の利益となると認められる場合は、利益相当額を当該補助対象経費から除外するものとする。

(補助事業の募集)

第6条 理事長は、期間を定めて補助事業の募集をする。

2 理事長は、補助事業の募集に当たっては、募集要領等を定めて公表する。

(申請者の要件)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に定める要件を備えていなければならない。

- (1) 補助事業を適正かつ確実に実施できること。
- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) 佐渡市暴力団排除条例（平成24年佐渡市条例第33号）第2条第1号又は第2号に該当しない者であること。
- (4) 別表第2の左欄に掲げる措置要件に該当し、同表右欄の交付停止期間を経過していない者でないこと。

(交付の申請)

第8条 申請者は、コンベンション開催支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて理事長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書
- (3) 誓約書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請をすることができるものは、補助金の交付を受けようとするコンベンションの主催者とする。

(交付決定)

第9条 理事長は、前条第1項の規定により申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたとき

は、交付決定を行い、コンベンション開催支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

2 前項の場合において、理事長は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて、補助金の交付決定をすることができる。

3 理事長は、審査の結果、補助金を交付しないと認めるときは、その理由を付してコンベンション開催支援補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知する。

（交付条件）

第10条 理事長は、補助金の交付を決定する場合において、補助事業者に対して、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うこと。

(2) 補助事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ理事長の承認を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、理事長の承認を受けること。

(4) 理事長が必要と認めて指示したときは、補助事業の実施の状況に關し、遂行状況報告書を速やかに提出すべきこと。

(5) 補助事業が完了したとき（第3号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたとき（補助金の支払が発生しない場合を除く。）は、その承認のあった日。以下同じ。）から別に定める期日までに、又は補助事業が完了せずに本市の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日までに実績報告書を理事長に提出すること。

(6) 理事長が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずること。

- (7) 理事長が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、理事長の指示に従うこと。
- (8) 理事長が第18条第4項の規定により補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、理事長が指定する期日までに返還すること。
- (9) 第18条第4項の規定により補助金の返還請求の通知を受けたときは、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すること。
- (10) 返還すべき補助金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すること。
- (11) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から10日以内に理事長に届け出ること。
- (12) 理事長が実施する補助事業の評価に協力し、かつ、その結果に基づく市長の判断に従うこと。

(申請の取下げ)

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、コンベンション開催支援補助金交付申請取下げ書（様式第5号）により理事長に申し出なければならない。

2 理事長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなして措置するものとする。

(補助事業の内容変更)

第12条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、コンベン

ション開催支援補助金変更承認申請書（様式第6号）を提出し、あらかじめ承認を受けるものとする。

- (1) 補助事業の実施方法等主要な内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の期間を変更しようとするとき。

2 理事長は、前項の規定により変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、コンベンション開催支援補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 第9条及び第10条の規定は、前項の通知をする場合に準用する。

（実績報告及び交付請求）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了の日から起算して30日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、コンベンション開催支援補助金実績報告書兼交付請求書（様式第8号）及び添付書類により理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、補助事業者が前項の規定による報告書を提出できないやむを得ない理由があると認める場合は、期限について猶予することができる。

（補助金額の確定及び交付）

第14条 理事長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、当該報告に係る補助事業の実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、コンベンション開催支援補助金交付額確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知し、補助金を交付するものとする。

（中止又は廃止の承認）

第15条 理事長は、補助事業者がその責めに帰さない事由により補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするときは、補助事業者からコンベンション開催支援補助金中止（廃止）承認申請書（様式第10号）を提出させ、これを審査し、中止又は廃止がやむを得ないと認めて

これを承認したときは、当該補助事業者に通知する。

2 前項の承認をした場合において補助金の支払が発生する場合は、第13条から前条までの規定を準用する。

(補助金の経理)

第16条 補助事業者は、補助金に係る経理について他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支の状況を明らかにしなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し)

第17条 理事長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 第9条の規定による交付の決定の内容に違反したとき。
- (3) 第10条の規定により付された条件に違反したとき。
- (4) その他法令等に違反したとき。
- (5) 本市との補助事業等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。

2 理事長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すこととなったときは、コンベンション開催支援補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により補助事業者に通知する。

3 第1項の規定は、第14条の規定による補助金の額の確定があった後ににおいても適用する。

(補助金の返還等)

第18条 理事長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 理事長は、第14条の規定により額の確定をした場合（第15条第2項において準用する場合を含む。）において、既に前項の返還額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

3 理事長は、前2項の規定により補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を補助事業者に通知するものとする。

- (1) 返還すべき補助金の額
- (2) 加算金及び延滞金に関する事項
- (3) 納期日

4 理事長は、第1項又は第2項の規定により補助金の返還を請求するときは、コンベンション開催支援補助金返還命令書（様式第12号）により行う。

5 理事長は、補助事業者が、返還すべき補助金を第3項第3号に規定する納期日までに納付しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（加算金）

第19条 理事長は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

2 理事長は、補助事業者の申請に基づき、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金の全部又は一部を免除することができる。

3 補助事業者は、前項の申請をする場合は、コンベンション開催支援補助金返還に係る加算金（免除・減額）申請書（様式第13号）により行うものとする。

（延滞金）

第20条 理事長は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

2 理事長は、延滞金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

- 3 理事長は、補助事業者の申請に基づき、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- 4 補助事業者は、前項の申請をする場合は、コンベンション開催支援補助金返還に係る延滞金（免除・減額）申請書（様式第13号）により行うものとする。

（補助金交付の停止）

第21条 理事長は、補助事業者が別表第2の左欄に掲げる措置要件に該当した場合は、同表の右欄に掲げる交付停止期間において補助金の交付を停止する。ただし、当該措置要件に該当した後、市からの指導等を受け、改善が見られる、又は見込まれる補助事業者については、補助金の交付の停止をしないことができる。

- 2 理事長は、前項本文の規定による補助金の交付の停止をすることとなった場合は、コンベンション開催支援補助金停止通知書（様式第14号）により補助事業者に通知するものとする。
- 3 別表第2に定める措置要件は、不正及び不適切等の行為を行った者及びそれに共謀した者を対象とし、団体においては、団体にその代表者と主たる原因者を含めるものとする。
- 4 再停止の処分を受けた補助事業者の交付停止期間は、別表第2に定める停止期間の2倍の期間とする。

（報告及び調査）

第22条 理事長は、補助金交付に関し必要があると認めるときは、補助事業者に報告を求め、又は実地に調査することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定による報告の指示があった場合は、速やかにコンベンション開催支援補助金遂行状況報告書（様式第15号）を理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、前2項の規定により、補助事業者に報告を求め、又は実地調査を行った上で、補助事業の遂行状況等が交付決定の内容と著しく相違が見られる場合は、改善内容を明示して補助事業者に指導を行うものとする。

4 理事長は、前項の指導を行ったにもかかわらず、改善の兆しが見えない補助事業に対しては、補助金交付の取消しの処分を行うものとする。

5 理事長は、前項の規定による補助金交付の取消しの処分を行う場合は、第17条及び第18条の規定を準用する。

(協力事項)

第23条 補助事業者は、次に掲げる事項に協力する。

- (1) 成果に関する資料の作成
- (2) 市が主催する成果報告会等に際しての、資料作成、出席及び発表
- (3) 補助事業及び補助金の評価に係る資料の作成、情報の提供並びにアンケート及びヒアリングへの対応

(所管)

第24条 この事業の事務は、一般社団法人佐渡観光交流機構において所掌する。

(その他)

第25条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(失効規定)

2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に、この告示の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

別表第1（第5条関係）

経費区分	内容
1 施設使用料	施設及び備品使用料
2 印刷製本費	プログラム等の印刷経費
3 広告宣伝費	ポスター、チラシの作成経費、新聞、雑誌、テレビ、ラジオへの広告掲載費

4 報償費	講師等への謝礼
5 旅費	コンベンション参加者の交通費、宿泊費 講師等の交通費、宿泊費
6 委託料	通訳・アルバイト等雇用経費 会場設営委託料 催事等委託経費
7 諸経費	通信・運搬費、消耗品費等 観光施設入館料、観光バス借上料

※消費税及び地方消費税は補助対象外経費とする。

別表第2（第7条、第21条関係）

措置要件	交付停止期間
偽りその他不正の手段によって補助金等の交付を受け、又は融通を受けたとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から36月
補助金等の他の用途への使用があったとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から12月
補助事業の実施に当たり、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令、条例又は規則に違反し、当該違反行為の態様が悪質で補助金等の交付の相手方として不適当であるとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から8月
事業完了後の調査対象期間中において、期限までにその報告をしなかったとき（天災地変等報告者の責に帰すべき事情によらない理由がある場合を除く。）。	処分を発した日又は報告をした日のいずれか遅い日から6月

様式第1号（第8条関係）

年　月　日

一般社団法人佐渡観光交流機構 理事長 様

住　　所

(申請者) 団体名

代表者氏名

㊞

年度コンベンション開催支援補助金交付申請書

標記補助金の交付を受けたいので、佐渡市コンベンション開催支援補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1 コンベンションの名称

2 交付申請額 金 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書
- (3) 誓約書
- (4) その他市長が必要と認める書類

別紙（様式第1号関係）

誓約書

当団体は、補助金の交付を申請するに当たり、現在下記要件の全てを満たしており、補助事業実施期間及び補助事業終了後の5年間についても、これを維持することを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになつても異議は一切申し立てません。

記

- 1 補助事業を適正かつ確実に実施できること。
- 2 市税等を滞納していない者であること。
- 3 佐渡市暴力団排除条例第2条第1号の暴力団又は第2号の暴力団員に該当しないこと。
- 4 佐渡市コンベンション開催支援補助金交付要綱別表第2に掲げる措置要件に該当し、同表の交付停止期間を経過していない者でないこと。

年 月 日

一般社団法人 佐渡観光交流機構 理事長 様

申請者

住所

氏名

印

(団体の場合は団体名及び代表者名)

様式第2号（第8条関係）

事業計画書

年　月　日

コンベンションの名称			
開催期間	年　月　日()～	年　月　日()	
開催会場	主会場	その他	
宿泊施設			
参加範囲	1 全国	2 ブロック	
分類	1 学会	2 大会・會議	3 競技会・コンクール
	4 企業ミーティング	5 産業見本市	6 商談型見本市
参加予定者数	総参加者数 うち佐渡市内参加者数 補助対象経費の1/2 全国 @ 2,000 × 人 = 円 ブロック @ 1,500 × 人 = 円 ※上限は全国30万円、ブロック15万円	人 人 円 人 = 円 人 = 円	いづれか 少ない額 円
開催実績	<p>※過去2回の開催実績について記入ください。</p> <p>前回： 年　月　日～　月　日【開催都市：】 <u>総参加者数</u> 人 <u>うち佐渡市内参加者数</u> 人</p> <p>前々回： 年　月　日～　月　日【開催都市：】 <u>総参加者数</u> 人 <u>うち佐渡市内参加者数</u> 人</p>		
主催団体	<p>名称： <u>住所</u>：〒 <u>担当者</u>： <u>TEL</u>： <u>FAX</u>：</p>		
開催事務局 (主催と異なる場合)	<p>名称： <u>住所</u>：〒 <u>担当者</u>： <u>TEL</u>： <u>FAX</u>：</p>		

様式第3号（第9条関係）

第 号
年 月 日

住 所
団 体 名

代表者氏名

一般社団法人佐渡観光交流機構
理事長 本間雅博 団

年度コンベンション開催支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました次のコンベンションについて、佐渡市コンベンション開催支援補助金交付要綱第9条第1項の規定により、交付することに決定したので通知します。

コンベンションの名称	
交付決定額	
開催期日	年 月 日 ~ 年 月 日
参加者数	総参加者数 人 うち佐渡市内参加者数 人
参加範囲	1 全国 2 ブロック
開催会場	
交付決定の内容	この補助金の対象となる事業の内容等は、 年 月 日付けで申請のあった申請書記載のとおりとする。
交付の条件	(1) 補助事業者は、佐渡市補助金等交付規則及び佐渡市コンベンション開催支援補助金交付要綱第10条の交付条件を遵守すること。 (2) 補助金の交付の申請を取り下げるときは、当通知を受け取った日から10日以内に市長に申し出なければならない。

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

住 所
団 体 名

代表者氏名

一般社団法人佐渡観光交流機構

理事長 本間雅博



年度コンベンション開催支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたコンベンション開催支援補助金の交付について、佐渡市コンベンション開催支援補助金交付要綱第9条第3項の規定により、次のとおり交付しないことに決定したので通知します。

(不交付の理由)

様式第5号（第11条関係）

年　月　日

一般社団法人佐渡観光交流機構 理事長 様

住　　所

(申請者) 団体名

代表者氏名

印

年度コンベンション開催支援補助金交付申請取下げ書

年　月　日付け 第　　号で交付決定通知があつたコンベンション開催支援補助金について、交付の申請を取り下げたいので、佐渡市コンベンション開催支援補助金交付要綱第11条第1項の規定により届け出ます。

記

1 取下げ理由

2 その他

様式第6号（第12条関係）

年　月　日

一般社団法人佐渡観光交流機構 理事長 様

住　　所

(申請者) 団体名

代表者氏名

印

年度コンベンション開催支援補助金変更承認申請書

年　月　日付け　第　　号で交付決定通知があった
コンベンション開催支援補助金の事業内容を変更したいので、佐渡市コン
ベンション開催支援補助金交付要綱第12条第1項の規定により、次の書類
を添えて申請します。

1 添付書類

- (1) 事業計画書（変更後のもの）
- (2) 収支予算書（変更後のもの）

2 変更の内容

変更前	
変更後	

様式第7号（第12条関係）

第 号
年 月 日

住 所
団 体 名

代表者氏名

一般社団法人佐渡観光交流機構
理事長 本間雅博 国

年度コンベンション開催支援補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定したコンペ
ンション開催支援補助金について、次のとおり変更交付決定したので佐渡
市コンベンション開催支援補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知
します。

交付決定額 (変更内訳)	変更前の額
	変更後の額
	変更の増減額
変更交付決定の 内容	この補助金の対象となる事業の内容等は、 年 月 日付けで申請のあった変更承認申 請書記載のとおりとする。
交付の条件	(1) 補助事業者は、佐渡市補助金等交付規則及び佐 渡市コンベンション開催支援補助金交付要綱第 10条の交付条件を遵守すること。 (2) 補助金の交付の申請を取り下げるときは、当通 知を受け取った日から10日以内に市長に申し出 なければならない。

様式第8号（第13条関係）

年　月　日

一般社団法人佐渡観光交流機構 理事長 様

住 所
 (申請者) 名 称
 代表者氏名

印

年度コンベンション開催支援補助金実績報告書兼交付請求書

年　月　日付け 第　　号で交付決定を受けたコンベンションについて、事業が終了しましたので、佐渡市コンベンション開催支援補助金交付要綱第13条第1項の規定により報告し、併せて補助金について請求します。

コンベンションの 名 称			
開 催 期 間	年 月 日()～	年 月 日()	
開 催 会 場	主会場 その他		
宿 泊 施 設			
参 加 範 囲	1 全国	2 ブロック	
参 加 者 数	総参加者数 うち佐渡市内参加者数 補助対象経費の1/2 全国 @ 2,000 × 人 = 円 ブロック @ 1,500 × 人 = 円	人 人 円 } 少ない額 円 }	いずれか 円
	※上限は全国30万円、ブロック15万円		
交 付 申 請 金 額	円		
振込先	金融機関 口座番号 (ふりがな) 口座名義	銀行	支店 No. (普・当)
他の新潟県内コンベンション補助金申請の有無	有□ 無□	当補助金以外に佐渡市からの補助金申請の有無	有□ 無□
添 付 書 類	○収支決算書 ○参加者名簿 ○コンベンションのプログラム等資料		

様式第9号（第14条関係）

第 号
年 月 日

住 所
団 体 名

代表者氏名

一般社団法人佐渡観光交流機構
理事長 本間雅博



年度コンベンション開催支援補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました次のコンベンションについて、佐渡市コンベンション開催支援補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり補助金額を確定したので通知します。

コンベンションの名称	
補 助 金 確 定 額	円

様式第 10 号（第 15 条関係）

年　月　日

一般社団法人佐渡観光交流機構 理事長 様

住　　所
(申請者)名　　称
代表者氏名

印

年度コンベンション開催支援補助金事業中止（廃止）承認申請書

年　月　日付け 第　　号で交付決定の通知があったコンベンション開催支援補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、佐渡市コンベンション開催支援補助金交付要綱第15条第1項の規定により申請します。

記

1 （中止・廃止）の理由

2 事業の進捗状況が分かる書類

様式第11号（第17条関係）

第 号
年 月 日

住 所
団 体 名

代表者氏名

一般社団法人佐渡観光交流機構

理事長 本間雅博 団

年度コンベンション開催支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定のあったコンベンション開催支援補助金については、佐渡市コンベンション開催支援補助金交付要綱第17条第2項の規定により、その交付決定を取り消すこととしたので通知します。

1 交付決定取消額 円

2 交付決定取消の内容

3 取消理由

様式第12号（第18条関係）

第 号
年 月 日

住 所
団 体 名
代表者氏名 様

一般社団法人佐渡観光交流機構

理事長 本間雅博 

年度コンベンション開催支援補助金返還命令書

佐渡市コンベンション開催支援補助金交付要綱第18条第4項の規定により、
下記のとおり返還を命ずる。

記

1 返還すべき額

2 返還期限

3 返還を命ずる理由

4 返還方法

5 補助対象年度

6 補助金等の名称

7 補助金等の交付決定通知額

8 補助金等の交付済額

年	月	日	交付	円

9 補助金等の交付確定額

様式第13号（第19条・第20条関係）

年　月　日

一般社団法人佐渡観光交流機構 理事長 様

住　　所
(申請者)名　　称
代表者氏名

印

年度コンベンション開催支援補助金返還に係る

(加算金・延滞金)(免除・減額)申請書

年　月　日付け 第　　号で補助金の(交付決定の通知を受けた・額の確定通知を受けた) 年度コンベンション開催支援補助金の返還に係る延滞金の(免除・減額)を受けたいので、佐渡市コンベンション開催支援補助金交付要綱(第19条・第20条)(第3項・第4項)の規定により申請します。

記

1 (加算金・延滞金)の額

円

2 (加算金・延滞金)免除申請の理由

様式第14号（第21条関係）

第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

一般社団法人佐渡観光交流機構

理事長 本間雅博



年度コンベンション開催支援補助金停止通知書

佐渡市コンベンション開催支援補助金交付要綱第21条第2項の規定により、補助金等の交付を（停止・再停止）する。

記

1 停止期間

年 月 日 から
年 月 日 まで

2 その他

- ・再停止の場合は、佐渡市コンベンション開催支援補助金交付要綱別表第2に定める停止期間の2倍の期間とする。

様式第 15 号（第 22 条関係）

年　月　日

一般社団法人佐渡観光交流機構 理事長 様

住 所
(申請者) 名 称
代表者氏名

印

年度コンベンション開催支援補助金事業遂行状況報告書

年　月　日付け 第　号で交付決定通知があ
った 年度コンベンション開催支援補助金事業の遂行状況を、佐渡
市コンベンション開催支援補助金交付要綱第 22 条第 2 項の規定により報
告します。

記

1 事業の遂行状況

2 事業収支の遂行状況

(1) 収入状況

(2) 支出状況

3 その他

様式第1号（第8条関係）
様式第2号（第8条関係）
様式第3号（第9条関係）
様式第4号（第9条関係）
様式第5号（第11条関係）
様式第6号（第12条関係）
様式第7号（第12条関係）
様式第8号（第13条関係）
様式第9号（第14条関係）
様式第10号（第15条関係）
様式第11号（第17条関係）
様式第12号（第18条関係）
様式第13号（第19条・第20条関係）
様式第14号（第21条関係）
様式第15号（第22条関係）